

学校生活に関する諸注意

1 登下校に関すること

朝は、午前8時20分までに校門を通過し、午前8時25分までHR教室へ着席し、SHRと読書活動を行う。(目安としては、午前8時10分までに都営浅草線戸越駅、午前8時15分までに東急大井町線戸越公園駅に到着すること。)

オートバイ・車・原付自転車での通学は、認めない。(同乗も不可)

自転車での通学は、「自転車通学届」を提出し、許可された者に限る。ステッカーを貼った自転車以外は登校出来ない。(必ず、後輪カバーの目立つ部分に貼ること)

午後5時以降は定時制の管理下となるので、全員、午後4時55分までに必ず下校すること。

最後に教室を出る者は、窓を閉め、照明、エアコンのスイッチをOFFにし、黒板を拭いてから下校すること。

登校後は、下校まで外出してはならない。通院などのやむを得ぬ事情で外出の必要があるときは、「外出許可証」に所要事項を記入の上、担任に申請すること。

昼食は、各自持参すること。やむなく持参できないときは、校内のパン売店を利用すること。昼食並びに昼食購入のための外出は、原則として許可しない。

2 校内に関すること

(1) 校内・校外を問わず、以下のような行為をしてはならない。

ア 喫煙・飲酒、及び喫煙具所持(タバコ、ライター、マッチ等)また、飲酒、喫煙をしていた者と一緒にいた場合も、同席とみなし、特別指導の対象となる。

イ 暴力・暴言行為

ウ 不正行為

エ 器物破損

オ 薬物乱用行為

カ 迷惑行為(SNS等による行為も含む)

キ 他者の人権無視、いじめ行為

ク その他公共の利益に反する行為

ケ 法律・条例に違反する行為

(2) ガラス、その他学校の器物は大切に取扱い、万一誤って破損・紛失等をした場合は直ちに学級担任(または関係の教員)に届け出ること。この場合その一部または全部を弁償しなければならないことがある。学校の施設および環境の保全に留意し、公共物を汚損しないよう心掛けること。

ア トイレ・洗面所を清潔に使用すること。職員・来客用トイレは使用しない。

イ 履物は校舎内用・体育館用・グラウンド用・登下校用の区別を厳守すること。

ウ 教室・部室・生徒会室はそれぞれの責任において管理すること。

エ 校舎内でのバットの素振り、ボール遊びなどは行わないこと。

オ トランプ・将棋・ゲーム機器など学校に必要なものは持って来ない。

(3) 生徒が印刷室を使用するときは、必ず教員の許可を得ること。また、印刷機も教員立ち会いのもとで使用すること。

(4) 授業中および定期考査時は、携帯電話の電源を切り、鞆・ロッカーにしまうこと。

3 貴重品の保管及び遺失物

学用品・その他所持品には、自己の学年・組・氏名を明記すること。

現金・貴重品類は、短時間でも教室や更衣室に放置しないよう注意すること。体育の授業、部活動時は、教員に預けるか、身につけるか、ロッカーにしっかりした鍵をつけ保管すること。所持品を紛失したときは「紛失届」に記入のうえ担任に報告し、認印を得て、生活指導部に提出すること。

4 日常生活などに関すること

休日に旅行する時は、学割が必要な場合に限り、「旅行届」を提出すること。

アルバイトは原則として禁止する。高校生（未成年者）の仕事は、労働基準法により細かく規制されているため、やむを得ない理由によって行う場合は保護者が「アルバイト許可願い」を学校（担任）へ届け出ること。

姓名・住所・保護者・保証人等に関し変更があった場合は、担任を通し学校長に届け出る。

5 頭髪について

高校生としてふさわしい髪型とし、染色・脱色・その他縮毛・パーマ・エクステ、奇抜な髪型等の加工をしないこと。（一切手を加えないこととは、ヘアアイロン・ドライヤー・コテ等のかけ過ぎも同様とする。）なお、眉毛についても同様の扱いとする。一度でも染色・脱色、または加工した場合には、指導の対象となる。定期的に頭髪検査を行う。

6 その他

(1) 装飾品のピアス・ネックレス・イヤリング類等、指輪等、カラーコンタクト・ディファイン等の特殊コンタクトレンズ類は禁止とする。また、マニキュア・つけ爪（スカルプ等）・アイプチリキッドテープ等についても禁止とする。

規程5、6に従わない場合は、学年指導、生活指導部指導、管理職指導となる。

(2) 生徒の政治的活動等について

ア 校内において生徒がその本来の目的を逸脱し教育活動の場を利用して、選挙運動や政治的活動を行うことを禁止する。

イ 校内において施設の管理上の支障、他の生徒の学習への支障、その他教育を円滑に実施する上での支障を制限又は禁止する。

ウ 校外において違法なもの、暴力的なもの、熱中しての学業や生活への支障、他の生徒の学業や生活への支障、学校教育の円滑な実施への支障を状況に応じ、制限又は禁止する。

(3) 服装規定

通学に際して、及び校内では、本校で定めた下記の制服を着用し、身だしなみを整えること。なお、夏季（6月～10月）においては、上着（女子はリボンも含む）を着用しなくても良い。また、指定のポロシャツ（白）（紺）を着用してもよい。

服装以外でも、本校の規定の身だしなみを心掛け、装身具は身につけず、化粧はしない。守られない場合は、指導の対象とする。制服に手を加えることは、一切認めない。手を加えた場合は、指導の対象とする。

服装は、清楚、端正、清潔を旨とした以下のことをしっかりと守り、大崎生として品位を保つように心掛けること。

ア 上下とも制服を着用すること。

イ 男女とも白のワイシャツを着用すること。

ウ 上着の下にベスト・セーターを着る場合は、学校指定の紺セーターまたは白ベストを着用すること。

- エ 女子はスラックスの着用も認める。また、スラックス着用時に限り指定のネクタイも可とする。
- オ 男女ともソックスの色は「紺、白、黒、グレー」とする。
- エ ルーズソックスは禁止とする。
- オ タイツの着用も認める。その際、無地の物とし、色はソックスに準ずる。
- カ スカートの下にジャージやスウェットを着用しないこと。
- キ フード付パーカーやトレーナーを着用しないこと。
- ク サンドル履きで登校しないこと。
- ケ 冬服と併用してポロシャツを着用しないこと。
- コ ポロシャツの上にセーターやベストを着用しないこと。

